Osaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　大阪府は、官民連携体制により展開しているOsaka Free Wi-Fiについて、府内の観光スポットや観光コース等を中心とした地域・エリアにおける集中的な整備、通信環境の改善及び災害時における通信環境維持のための設備の整備を促進するため、予算の定めるところにより、Osaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付対象は、Osaka Free Wi-Fi整備計画書を策定した大阪府内の市町村又は市町村が策定したOsaka Free Wi-Fi整備計画書の整備エリア（以下「整備エリア」という。）内の団体若しくは個人でOsaka Free Wi-Fi整備事業を行う者（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。

２　補助額は、前項の規定により算出した補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（整備計画書の提出）

第４条　市町村長は、あらかじめ、通信環境を整備して多数の旅行者を呼び込む意欲のあるエリア、多数の旅行者が訪れており通信環境の改善を図る必要のあるエリア又は非常時（停電時）においてOsaka Free Wi-Fiの通信環境を維持することが旅行者の利便性向上に資する場所について、Osaka Free Wi-Fi整備計画書（様式第１号及び第１号－２）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の交付の内定）

第５条　知事は、前条の規定に基づいて承認した市町村長に対し、補助金額を内定し、通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の申請に当たっては、補助事業者は、次に掲げる書類を知事の定める期日までに、事業実施する施設が所在する市町村長（以下「所在地市町村長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

　（１）Osaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金交付申請書（様式第２号）

　（２）事業計画書（様式第２号－２）

　（３）要件確認申立書（様式第２号－３）

　（４）暴力団等審査情報（様式第２号－４）

２　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

第７条　知事は、前条の申請があったときは、規則第５条の規定により補助金の交付決定を行い、所在地市町村長を経由して補助事業者に対し通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第８条　補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更をしようとする補助事業者は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定により、Osaka Free Wi-Fi設置促進事業経費配分（内容）変更承認申請書（様式第３号）を、所在地市町村長を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の２０％以内での経費の変更、事業目的及び事業の基本的部分に関係のない細部の変更については、この限りではない。

２　補助事業を中止又は廃止しようとする補助事業者は、規則第６条第１項第３号の規定により、Osaka Free Wi-Fi設置促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を、所在地市町村長を経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付の条件）

第９条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

　（１）補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記録した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関する全ての関係書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して１０年間保存すること。

　（２）補助事業者は、補助金の交付を受けて設置したOsaka Free Wi-Fiを、少なくとも５年間継続して利用するものとすること。

　（３）設置後の修繕、メンテナンスは補助事業者の責任において行うこと。

　（４）補助事業者は、補助事業に関して調査又は報告等を求められたときは、これに従うこと。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第１０条　補助金の交付の申請を取下げようとする補助事業者は、規則第７条の規定により通知を受けた日から起算して１０日以内に、Osaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金交付申請取下申請書（様式第５号）を、所在地市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

２　前項の規定による取下申請書の提出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による報告は、Osaka Free Wi-Fi設置促進事業実績報告書（様式第６号）を補助事業の完了した日の翌日から起算して３０日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い日までに、所在地市町村長を経由して知事に提出することにより行われなければならない。

２　消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（検査等）

第１２条　知事は、規則第１２条の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所在地市町村長を経由して補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１３条　知事は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第１３条の規定による通知を受け取った日以後速やかにOsaka Free Wi-Fi設置促進事業補助金交付請求書（様式第７号）を、所在地市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第１４条　補助事業者は、補助事業により設置した設備についての台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、当該設備を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、５年以内に利用を廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１７日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 補助対象経費 | 補助率 | １整備エリア当たりの上限額 |
| Osaka Free Wi-Fiの設置 | ・Osaka Free Wi-Fi端末機設置初期費用・インターネット回線工事費用・設置工事費用 | 補助対象経費の２／３以内 | １，６００万円 |
| Osaka Free Wi-Fiの通信環境の改善 | ・Osaka Free Wi-Fi端末機設置初期費用・インターネット回線工事費用・設置工事費用・その他Osaka Free Wi-Fiの通信環境の改善に必要な改修に係る費用 | 補助対象経費の２／３以内 | １，６００万円 |
| 災害時におけるOsaka Free Wi-Fiの通信環境の維持 | ・非常用電源装置設置初期費用・設置工事費用 | 補助対象経費の９／１０以内 | 補助上限額は定めない |